

秋田県告示第 3 7 6 号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 3 第 1 号の規定に基づき、告示する。

令和 4 年 9 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 名 称                   | 所 在 地                          | サービスの種類 | 指定年月日          |
|-----------------------|--------------------------------|---------|----------------|
| わたなべ眼科                | 大館市清水一丁目 3 -37アルティ<br>清水ビル 2 F | 眼科      | 令和 4 年 8 月 1 日 |
| 社会医療法人正和会 男鹿クリ<br>ニック | 男鹿市脇本富永字南前田72                  | 内科      | 令和 4 年 8 月 1 日 |
| ひいの薬局                 | 能代市二ツ井町比井野92番地                 | 調剤薬局    | 令和 4 年 7 月 1 日 |